

令和6年度第2回石川県消費生活審議会議事録

1 日 時

令和7年2月19日（水） 13：30～14：45

2 場 所

石川県行政庁舎11階1109会議室

3 出 席

山崎委員、尾島委員、久保委員（Web）、長澤委員、眞鍋委員、八木委員、青海委員、
北川委員、高山委員、橘委員（Web）、安嶋委員、大谷委員（Web）、後藤委員、舘委員、
田中委員、西田委員（Web）

計16名

4 議 題

石川県消費者基本計画の策定について

事務局より石川県消費者基本計画の策定について説明。

会長より今後、パブリックコメントの実施、パブリックコメントの結果、大きな変更がない
場合は、会長一任について説明、委員了承。

議題 「石川県消費者基本計画の策定について」における委員の意見内容

○山崎会長

それでは、ただ今のご説明について、ご質問、ご意見等がありましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

○尾島委員

内容については、前回からということで、文言について、少しどうなのかなと思って意見させていただきます。自然災害に対するうんぬんっていうのはあるんですけども、例えば石川県は、これからの復興に向けてっていう視点で、消費生活を考えていくっていうようなところで、例えば復興だとか、あるいは応援消費みたいな形で、エシカル消費を普及するとか、そういったちょっと前向きな文言が入っていてもいいのかなと思いました。というのも、福島消費者基本計画なんかにもそういった復興などという文言が入っていたりするものですから、こういうちょっとポジティブなところで、応援消費だとか、復興に向けて、みたいな文言っていうのがあるといいのではないかなという気がしたので、そこを加えられるようなら入れてもいいのかなという意見もあったということです。

○村田生活安全課長

ありがとうございます。委員おっしゃる通り、エシカル消費の中で災害地の応援消費といいますか、災害地のものを買うとか、そういったものもエシカル消費の中の大事な要素となっておりますので、それは具体的なエシカル消費の取組みの中で、災害地の応援もやりますよというようなことは、是非やっていきたいなっていうふうに思っております。

○尾島委員

せっかく石川県が出すものなので、他のところよりもさらに目立たせる形でっていうのがいいのかなっていうことでの意見でした。

○八木委員

前回は出てたことで、そのとき気づかなかったのかわかりませんが、今日の資料で羅列してあったんで、ちょっとってご意見させていただきますが、第3章の基本方針2で、いろいろ消費者教育を具体的に取る話の中で、④⑤⑥と、新規の事業として、動画を作成するっていうのがあって、新たに啓発のための動画を作成するのは、石川県独自の動画を作るっていうのは、いいことかなとは思いますが、啓発する内容というものは多分、全国的に見ても同じような傾向のものかなと思っていて、実はちょっと社内研修みたいなものってよくあって、そういうための資料を会社独自で作るっていうことも、かつてはうちの会社とかでもやったりもしてたんですけども、こういうものっていうのは、結構汎用性の効くものっていうのは、出回っててですね、それを活用して研修の方が効果的であったり、お金もかからなかったりするものですから、多分こうやって書いてるといことは、他にですね、例えば消費者庁さんが作っている、既にある動画とか、例えば先進地とかトラブルの多いであろう東京であるとか、他の自治体の先進的な動画っていうのは既にあると思うんで、むしろそういうものを新規に作るなというわけではないんですけども、まずリサーチした上で、あるものを活用していくっていうのも一つ予算の効率化っていう意味で言えばいいし、

内容的にもそちらの方が先進的であったりもすることもあるので、まず作るっていうことがありきではなくて、そういうリサーチもまず試みて、良い内容のものを研修に活用してもらうように促すというのでもいいかなと、ちょっと気づいたことです。

○村田生活安全課長

委員おっしゃる通りで、今消費者庁などでも、啓発動画を作っています。それを活用するという工夫は、もちろん大事なんですけど、もう一つは、それとはまた別に、石川県独自のって言ったらなんなんですけども、県の消費生活センターなどに寄せられる相談状況でありますとか、そういったところで石川県の県民に対して、力を入れて啓発したいこととかが出てきたときに、石川県独自で、そういった動画も作りたいと考えておりました、それをまたいろんな企業とかそういったところでも研修で使っていただければなというふうに考えております。

既に良いものがあれば、もちろん使うというふうに考えております。

○眞鍋委員

私も八木委員と同様の意見を持っておりまして、それに関連したことですけれども、資料1-2を見ますと、消費者ホットライン188の高校生の認知度が5年間ですごく高まっていますよね。令和元年が3.8%で、令和6年が33%。これはどうしてこんなに認知度が上がったのかなっていうのは一つ聞きたいことなんです。あと資料2の素案の方の33ページを見てみますと、学校の先生方に授業等で活用しやすい・効果があると思われる教材っていうのをお聞きしていて、令和元年度はDVD等映像の教材が非常に高かったんですけど、それが令和6年度では落ちていまして、逆にボードゲーム等グループで使える教材の回答が上がっているんですよ。

私もやっぱり、動画って作っただけで配っても、本当に活用してもらえるのか、座学だけで見せられて終わりではなくて、こういうボードゲーム等で、自ら手と頭を使って動かしながら、消費者教育を学習していくような、もしかしたらそういうものを開発された方が良いのではないかなという気もするんですけども、動画制作にこだわらなくても、という点で発言させていただきました。

○村田生活安全課長

おっしゃる通りでして、まず高校生の188の認知度が上がったのは、学校教育の中での消費者教育の成果かなというふうに思っております、先生方がですね、消費者教育するときにはいろんな手法でもって、生徒たちに教えると、それはボードゲームってのは、手とか頭を動かしてやるものもあれば、動画を見ていただいてっていうことで、もちろん動画にだけこだわるっていうことではないんですけども、いろんな手法で、学校の先生方のご意見なども伺いながら、どういう形で教育するのが現場の皆さんがやりやすいのかということも考慮しながらいろいろ考えていきたいというふうに思っております。

○北川委員

先ほどの高校生の188の認知度なんですけど、成年年齢が引き下げられたのが令和4年ですので、令和元年から令和6年の間に、おそらく学校でそれに合わせて消費者教育という時間がちょっと多く取られて認知度が高まったのではないかなと、一般市民として、そんなふうに感じました。

それとですね、動画の活用をするということで、この基本計画案のところに載っていましたが、具体的に動画というのはどういう形で配信しようと考えてらっしゃるのかということをやっと疑問に思いました。例えば SNS の活用ってありますけども、旧 Twitter の X とか、Facebook なり、それこそ LINE のいろいろな方法があるかと思うんですけど、そこら辺のところはどんなふうにお考えでしょうか。

○村田生活安全課長

動画の配信ですけども、例えば、先ほど申し上げました、PTA 集会などでちょっとお時間をいただいて、保護者の方々向けに動画を放映してもらおうとか、あるいは企業の研修の中で、動画を使って研修していただくというようなときには、アドレスっていうかそれをお教えして、そこに入れてもらって、映像を流してもらおう、というような形ができると思うし、あとはですね、YouTube の広告であるとか、そういったところですね、作った動画を配信するというようなことを考えております。

○安嶋委員

婦人会の代表で来ております。今動画とかいろいろ県も国も作って、団体にも配布されたり、私達もいただいたときは、見ました。婦人会の方でも、寸劇で、オレオレ詐欺から、還付金詐欺、それから今の屋根のリフォームの詐欺などは、社会福祉協議会の方からご依頼がありまして、各サロンへ、年間 14、15 回は、出かけているんです。

その寸劇を、言葉で言ってもわかんないし、どうして騙されるっていうのを実際に役者を使って皆さん上手になりまして、その啓発もしているんです。高齢者の方たちは、サロンへ出かけてくる人には、認知度があるんですよね。そして若い方は、私達ももう、孫も 30 年前後ですから、やはり学校で教育を受けてらしたり、家族でいらっしゃる方は、まだ親子で喋ったりね、こういうこともあるのよってあるんだけど、今の若い人の怖い詐欺ですよ。とって怖い、命にかかわるような詐欺が発生しているのは、やはり親元を離れて、独り立ち、大学と高学歴の方とか、ちょっと私達には考えられないような事件が多いので、その啓発を、これだけ報道でも言っているのに、まだ皆さん興味があつてそこへ入り込むか、その辺の教育っておかしいんですけどね、ちょっと若い方たち本当に前途ある方たちが、もうとんでもない社会生活を送るようなことになるから、何とか防げないかなって思うんですけど、ちょっと私達の頭ではどこまでどうしていいのか、報道も結構頻繁に行ってるんですけど、若い人たちが、それは俺ら関係ないっていう形でそこへ入っていくのか、とても怖いです。なんかそういうことも少し教育できないかなと、機会があればと思っております。今の世の中の怖さをもっと知ってほしいなと思っております。

○村田生活安全課長

闇バイトは、本当に今、由々しき問題になっておりまして、消費者問題と全然関係ないわけではないんですけど、ちょっと離れるところなんですけども、ただ、もちろん今、まずは警察の方が、闇バイト対策にかなり力を入れて、社会問題化しているので、やっております。

我々も、消費者行政以外に、防犯の啓発に関しても、生活安全課が所掌しておりまして、警察と連携してですね、闇バイトの対策とか、そういった啓発をですね、若い人向けに、結局、うまい話には裏があるという話で、警察と連携しながら、啓発をしていきたいと考えております。

○館委員

私、農業関係の団体で参加させていただいているんですけど、地元で民生委員もやっています、ここに書かれている高齢者を見守る立場の民生委員の方への研修実施というのは、とても大切なことだと思います。

実際の話で、私達民生委員の立場でなんですが、一人暮らしの老人の家に、月1回訪問するんですけど、ちょっと電話で騙されてん、とかっていう声も聞きますので、いろんな提案されている中に動画とか、ちょっと老人向けじゃない政策が、多く見受けられると思うんですけど、やっぱりあのペーパーも非常に大事だと思うんです。民生委員の研修したときに、歳いった老人に、大きい字で書いたペーパーも配るっていうような方法で、やっていただけたらいいなと思いました。

○村田生活安全課長

委員がおっしゃる通りでございます、年代に応じて、我々もですね、例えば若い人だったら、ペーパーよりは、YouTubeの広告とか、そういったものの配信が効果的な場面もあるだろうし、委員がおっしゃったように、高齢者の方は、個人差ありますけども、YouTubeとかよりは、紙ですよ、それこそ町内会の広報とか、市町の広報誌とか、そういったところで、消費者トラブルのことを注意喚起をしてもらおうと、我々も年代に応じた情報発信が大事だと考えておまして、高齢者向けの方には、紙というような形でやっていきたいというふうに思っております。

○田中委員

消費者の情報いただいて感じたのは、商工会議所の女性部として、今回参加させていただいているんですけど、なかなか商工会議所の年間通じてここ何年も、行事とか勉強のものは、意外とこういう、消費者に対する課題問題等のお勉強会、情報っていうのはなかなかないなって今ちょっと感じているんですね。

市町の町内会の中でも、こういう話は情報が少ないと感じているところなんですけど、年間の来期の行事の計画なんかもちょうど今から検討する段階なので、県の方でね、要望したら、講師としてお話をいただけるものかどうかっていうのをお聞きしたいと思っております。

○村田生活安全課長

例えば町内会で消費者問題に関して話してほしいというようなご要望をいただければ、県の方で対応させていただきますので、ご連絡いただければと思います。

○長澤委員

素案の13ページに消費者問題の関心という題で記述があります。前回調査は、67.1%だったんですけど、今回は、53.3%ということです。

依然として5割以上の県民が関心を持っていますという表現なんですけれども、消費者問題の関心を高めるための広報というものは、前の計画でもきちんと施策として挙がっていたと思います。その結果、何年間かやった後の結果が下がっているというのは、やはりこのテーマに関しての施策が不十分であったということは、真摯に受け止めるべきなのかなというふうに考えるところです。なので、現状のところ減少していますとありますけれども、なぜ下がったのかっていうことにつ

いての検証というものがあるべきですし、そういったものの検証の後がわかるような表記の方がよろしいのかなというふうに思っております。

いろいろな理由があるんでしょうけれども、自分ごととして捉えられていない県民が多かったということが原因の一つというふうに言うことができるかなと思いますので、自分ごととして、この問題を捉えられるような形での工夫した広報に努めますというような形での整理の仕方の方がよろしいのかなというふうに感じました。

県が主体となって発信するというのが、主ではあるんでしょうけれども、この問題を取り組んでくださる様々な機関が、県内にはあって、そういった関係機関に対して、広報を促していくという、そういう消費者問題の情報の発信の、県がハブになるような形でのより効果的な発信の仕方というものも今後考えていくことが必要なのかなというふうに思いました。

15 ページのところに、相談しなかった理由の中に、どこに、誰に相談すれば良いのかわからなかったからという理由が上昇しているんですね。これに関しても、やはり広報のまだまだ改善の余地があることの顕著なデータなのかなというふうに思っております。その辺りも含めてご検討いただければなというふうに思いました。

○村田生活安全課長

おっしゃる通りでございます、アンケート結果ですね、「消費者問題に関心がある」が減っているところはあるんですけども、これに関しては我々も、認識しております、例えば、効果的な広報ということで、素案で言えば、47 ページで、消費者への効果的な情報発信という項目を設けて、その対応を施策の方向性などを記載しております。委員おっしゃる通りですね、本当に効果的なやり方で、どうやったら県民の皆様に消費者問題とかそういったものに関心を持ってもらえるのかを考えながら、情報発信していきたいというふうに思っております。

○後藤委員

今回、石川県の酒造組合の団体の代表として参加してはいるんですが、小中高の娘もおります。保護者という立場から、意見というかこういうことがあったよっていう情報だけお伝えしたいなと思ったのが、先ほどから討論されている中で、高校生の188の認知度が上がったという話がありました。つい先日、高校の娘からお母さん、保証人に判子を押したことがある？って言われたんですよ。保証人っていう話が出てきて、実際学校でそういう話とか教育とかをしていて、そういえば娘にそんな話をしたことないなって思いながら、学校で今はそういうことを教えてくれるんだっていうことを感じました。

おそらく DVD なり教材なりで、娘が勉強してきたことをたまたま自宅で娘がそういったことを言ってきたんですが、やはり認知度が上がっているなど、私がおそらく高校生の頃、何十年前には、こんな話は学校では教わってこなかったの、おそらく県の皆さん、自治体の皆さんの力かなと思っております。

あともう一つ、ちょっとこれは関係ないんですけども、株とかの仮想通貨とかの話は娘は教育の中で学んだりしていますので、それはおそらく学校の中で、今災害があったからこういう方面の業界の株があるよとかそういった話を勉強交えてやっていることで、認知度が上がっているの、先ほど DVD もしくはゲームとか教材で、勉強があるってということすすめていくとおっしゃられてい

たんですけれども、ぜひそちらに力を入れていただきたいなと思ったのが、保護者の感想です。

○村田生活安全課長

今ほど高校生の方々にも消費者問題の認知度が上がっているというのは、先ほど北川委員からもお話ありましたけど、成年年齢の引き下げで、高校とかですね、消費者問題というか、そういったものを実際に学習指導要領の中でやっていくということになっていて、それもあって高校生の方々も消費者問題について学ぶ機会が増えているということでございます。今後、学校現場と連携して、子供たちがそういった問題をもっと知るような機会が提供できるように、我々も努めていきたいというふうに考えております。

○尾島委員

今のお話で、中学、高校などの学校現場でということだったんですけれども、私は、学校教員養成系の家庭科のところに関わっているものですから、お話にあった通り学習指導要領の中で、消費者教育っていうのがすごく重視されているっていうのもありますし、学校全体のところで、学ぶ力、生きる力っていう柱として消費者教育っていうのが出てきていますので、もう、そこは重視しなければいけないっていうことで動いているっていうのは事実です。なので、おそらく皆様方が学んだときの家庭科の教科書と今の家庭科の教科書は全く違うので、中身を見ていただくと、投資も入って、こんなことも学ぶのかというところが確認いただけるかと思っておりますので、そういう意味で、学校教育現場に期待できるところっていうのは多いのかなと思っています。それと併せて連携しながら県の方も、適宜、教材を作るなり、提供するなりっていうところもやっていけばいいのかなというふうに思っています。

○長澤委員

情報提供の続きで、先日とある会合で、ボードゲームを体験してみました。そのボードゲームは、民間企業なんですけれども、様々なテーマに従って、教育であったりとか、社会貢献とか環境問題への対応とか、様々なテーマに即したボードゲームを作成している会社でして、そういったものの一つをみんなで教えてもらいながら経験したんですが、とても良かったです。何が良かったかというと自分の手札をどういうふうに使おうかということを考えて、その結果どういうふうになっていくかっていうことを身をもって経験できるんですね。単なるDVDを見させられる、もしくは興味を持って見るっていうのもいいですけども、自分の経験を通じて学んでいくっていうのはいいですし、またそれを学校でするということは、自分ではなく、また他の人がどういう手札を使ってどういうことになってるかっていうのも、あわせて見ていくことができたり、またそのことについてディスカッションもできるということで、理解や考えを深めることもできるということで、とても良い教材だというのは感想を持ちました。

現場の先生方の方では、既にそういう良さというものを感じられて、取り入れられている方もいらっしゃるのだなというふうに今回拝見しましたけれども、こういったものは必ずしも学校現場以外のところでも、様々なコミュニティで活用できるものなのでないかなというふうに感じました。

○橘委員

先ほどからお話に出ていますように、新規事業として、動画を作る予定と伺っております。その中で、企業内の研修でもということがございました。できあがりましたら、私どもの会社でも是非、研修で使いたいなと思っはいるんですが、参考資料1の中に入っております、相談件数の多い内容として、例年、化粧品とか健康食品、通信販売とか定期購入の関係が多いと思うんですけども、動画を作ったときに、内容が年々変わっていくものが多いと思うんです。なので、実態に即した内容で、是非作っていただければと思います。そしたら私どもの会社でも研修に使いたいと思いますので、その点是非、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○村田生活安全課長

我々もいろんな消費者問題に関しての相談とか、そういったことをアップデートしながら、陳腐化しないような形で、動画を作成して、皆様方にご利用いただけるように努めていきたいと思ひしております。

○青海委員

先ほどからいろんな動画に対しての意見が出ておられますけれども、前回のいわゆる現役世代への周知というふうなところを拾っていただけた、そのアウトプットとして動画という案なのかなというふうに思ひます。今、あらゆる世代、その年代に合わせた消費者教育のツールが必要なものですから、動画でよくわかる世代もあるかなというふうに思ひます。

私もいくつかの動画を YouTube とかで見るんですが、ある意味、帯に短し襷に長しなんですね。いろんなパターン、手口を紹介して、それを弁護士さんが紹介する、解説するような動画であったりとか、30分見るのはつらいなというふうな動画であるとか色々ありまして、動画だけでわかるということはないと思うんです。動画をちょっと導入にして、リアルなこういうシチュエーションであるんだよっていうことに対して、草の根の消費者教育の皆さんなんかでそこで解説をしていって、初めて完結するとか、わかりやすくなるというふうなものかなというふうに思ひますので、動画は動画で作っていただけていいんですが、ぜひ使いやすいものにしていただきたいというふうに思ひます。

ボードゲームも今、子供たちアクティブラーニングという形で、グループワークがとても得意なので、そういった中で体験的にいろいろゲームをしながらというのはすごく有効だと思ひます。それは今の現役の若い世代であれば馴染むんですが、かなり年代が上になると、こういう参加型はとっても苦手で、それをやるというだけでも、行かない世代もありますので、本当に年代に合わせたツールを作っていただけるといいかなというふうに思ひます。

それと、先ほど民生委員というお話が出たんですが、例えば私どもの団体でも、各センターとか市町さんにお配りをしてくださいって言って、チラシとかいろんなものを送ったりするんですが、市町によって規模が違いますから、民生委員さんお一人お一人のところまで届かないんですね。そんなもの見たこともないわっていうふうに言われてしまうこともあって今、現実にはペーパーレス社会になっているところでは、メール等配信で、見てくださいとか、YouTube 見てくださいって言って、QRコードくっつけたりっていうふうなことが今、スタンダードになりつつあるにもかかわらず、やっぱりペーパーで見たいという、そこをうまく使い分けて、ちゃんと届くようにしていた

だきたい。それに関して今、この計画も実施していく上では、予算が必要なわけで、今国の方では、交付金が今年度で終わってしまうってことで、いろんなところで動きがあって、私どもの適格消費者団体も全国26の団体が、国に対して継続・充実してくださいってという要望書を出したりもしています。私達、適格消費者団体だけではなくて、市町さんの方にも、例えば相談員が雇えなくなっちゃうよ、いろんな広報のツールを作れなくなっちゃうよ、っていうところに今差しかかっているの、これをどうしていかれるのか。県の方としても、国に何がしかの要望を出されているのかということ、あるいは、もしそういったものがなくなったときに、この計画はきちんと遂行できるように県としてどのようにお考えなのかっていうのは、ちょっとこことは別の話なんですけれども、そこもぜひお考えいただければというふうに思っております。以上です。

○村田生活安全課長

最初のお二つのご意見に関しては、本当に貴重なご意見いただきまして、今後、我々が施策を進める中で、参考にさせていただきたいと思っております。

あと、最後の交付金なんですけども、おっしゃる通り、国の交付金が逡減していて、これに関しては、石川県だけじゃなくて、全国知事会であるとか、そういったところが、この交付金の予算の削減をやめてほしいということは、声を上げて要望しております、というのがまず一つ。

あとは、なかなか難しいところなんですけども、要望することもそうだし、実際に我々も、極力消費者行政が後退しないように、色々な場面で、知恵を絞りながらやっていきたいというふうに思っております。

○山崎会長

ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

特にご質問ご意見等がないようであれば、本日のご意見を踏まえて、計画策定を進めていくということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

今後の予定なんですけど、先ほどもお話がありましたが、パブリックコメントを実施するというところでございます。県民の皆様から広く意見を募集するという予定をしております。

パブリックコメントの結果、主要な部分や大きな変更がない場合は、審議会を開催せず、私どもにご一任をいただいて、事務局と会長である私との協議によって、決定をさせていただきたいというふうに考えておりますが、この点について何かご意見がございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

あくまでも当審議会は、諮問という形でございまして、パブリックコメントを経て、今申し上げたようなことで、この消費者基本計画を決定するというふうにしたいと思います。

それでは特にご発言もないようですので、そのようにさせていただいて、本日予定していたことは、終わりたいと思っております。皆様には貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。